

令和5年度 太田地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和5年6月30日(金)

No	懇談事項	説明	担当部課名
1	<p>農業振興地域整備法と農業経営を含めた太田地区の活性化について</p> <p>昭和44年に公布された農業振興地域整備法（農振法）が太田地区にも適用されて今年で54年が経過した。農振法は、農業用土地の効率化と農業経営の充実と規模拡大を目指し、豊かな農業を確立しようというものでありました。近年太田地区は核家族化が進み、高齢化による一人暮らしの世帯が増加し、少子高齢化と相まって農業人口減少が進んでいることから、農業を含めた地域活性化対策が大きな課題となっていますが、農業人口増加につながる農家家族住宅の建築や地域活性化に繋がる新たな商店の建築等などは、農振法に加え、市街化調整区域の土地利用制限のため難しい状況にあります。また、地域の若者が集まって地域活性化対策を考案するのですが、農振法等の制限の壁で実現不可能になる状況です。</p> <p>このような現状のなか、農振法では「市町村は農業振興整備計画を策定する」と定められていることから、農業振興、農業経営を含めた太田地区の活性化対策について、市の構想及び計画をお聞きしながら、今後の太田地区まちづくりの対策展望について懇談したい。</p> <p>(西太田第一自治会、西太田第二自治会、猪去自治会、上鹿妻自治会)</p>	<p>太田地区の多くの水田はほ場整備済みであり、用排水路につきましてもほぼ全域にわたり整備されております。また、高台地では集団性のある樹園地を形成しておりますことから、今後も農用地としての利用を計画しているものです。これまで、地域の農地利用の将来像として策定してまいりました「人・農地プラン」を、令和6年度末までに「地域計画」として位置づけ、市町村が農業者や農業委員会と連携し、話し合いによって策定することとしておりますことから、この中で、将来の農業経営に向けた農地集約化を進めるため、農地の効率的利用目標を設定してまいります。</p> <p>都市計画においては、農林業との健全な調和を図るため、農業振興を図る区域を市街化調整区域に定めているところであります。</p> <p>市では、人口減少や高齢化等の進行を踏まえてコンパクトな市街地の形成を目指しておりますが、市街化調整区域においては、貴重な食糧生産の場として、また、豊かな自然環境や景観を有するエリアとして保全する必要があると考えております。このため、将来のまちづくりの基本的な方針を定める「盛岡市都市計画マスタープラン」を令和3年度に見直し、新たに市街化調整区域の土地利用の方針</p>	<p>農林部 農政課</p> <p>都市整備部 都市計画課</p>

令和5年度 太田地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和5年6月30日(金)

No	懇談事項	説明	担当部課名
		<p>を定めたところであり、市街化の抑制を基本としながらも、農林業の担い手の居住確保やコミュニティの維持等を図ることなどについて、地域の実情を踏まえながら、農林施策と連携して取り組んでまいりたいと考えております。</p>	
2	<p>通学路の設定の基準及び「市道下太田上太田5号線」の舗道設置工事が完了するまでの間の通学路の安全対策及び事故防止について</p> <p>通学路の設定に当たっては、学校関係者だけでなく、地域や市町村が一体になって取り組むことが必要であり、さらには冬期間の除雪状況や道路網、利用状況等の地域特性を勘案して設定することが求められます。そうした地域事情を通学路策定の基準に反映するよう設定基準の内容を検討することが必要と考えますが、市の設定基準はどうか。</p> <p>また、下太田地区から太田東小学校への通学路である「市道下太田上太田5号線」は、一部に歩道がなく、道幅も狭く、歩道のない区間の通学は常に事故発生が懸念されています。特に冬期間は大型車が来ると児童たちが道路端の除雪した雪のうえに上って車を避けることが日常的に見られ、保護者の間では滑り落ちることによる交通事故が心配されています。</p> <p>県内では歩道のない通学路はないとの通学路調査結果</p>	<p>通学路の設定については、児童の安全を確保するため、学校が「学校保健安全法第27条」に基づき、児童等の通行の妨げとなる物件がないこと、車両の交通量が比較的小さいこと、児童等の安全な通行を確保できること、などの視点を踏まえ定めております。</p> <p>また、通学路の見直しについては、毎年3月に市教育委員会から各学校に対し、通学路の安全点検調査の実施について通知し、各学校では、児童の安全を確保するため、通学路を見直しをかけております。また、可能な限り保護者や自治会等の代表者の参加のもと、5月に新たに生じた危険箇所について合同点検を実施し、児童の安全確保に努めております。</p> <p>市道下太田上太田5号線の歩道がない延長510mの区間につきましては、令和元年度から歩道測量設計、用地測量調査を実施し、令和4年度から補償における物件調査を</p>	<p>教育委員会 学校教育課</p> <p>建設部 道路建設課</p>

令和5年度 太田地区まちづくり懇談会 懇談事項

令和5年6月30日(金)

No	懇談事項	説明	担当部課名
	<p>があると聞いたことがあります。再度見直しが必要と思われる。盛岡市の現状はいかがか。</p> <p>上記の歩道がない区間は、歩道設置工事が令和6年度着工、令和7年度完成の予定とされていますが、完成までの期間の通学路の安全確保について検討が必要な状況です。この区間には安全性の向上を図るための方策として、大型自動車等の時間帯通行規制や歩道のない区間について通学路を表示する大型看板の設置が有効と考えられます。検討をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(下太田自治会)</p>	<p>開始しております。</p> <p>当該区間は、令和6年度工事着手を目標としておりましたが、測量設計等に時間を要したため、令和7年度工事着手を目標に、今年度より用地取得を開始いたします。</p> <p>なお、歩道整備までの安全対応として、令和5年度に歩道の無い区間の外側線の引き直しを実施する予定としておりますので、ご理解とご協力の程、お願いします。</p> <p>市道下太田上太田5号線における大型自動車等の時間帯通行規制について、所轄の盛岡東警察署にお伝えしたところ、「当該路線は、すでに時速30kmの速度規制を実施している路線であり、歩道整備が予定されている中で、時限的に交通規制をかけることは難しいと考えております。」とのことでありました。</p> <p>市といたしましては、運転者への注意喚起のため、御要望に応じて交通安全を呼びかける看板をお渡ししておりますので、御相談いただきたいと存じます。</p>	<p>建設部 道路管理課</p> <p>市民部 くらしの安全課</p>